

国民健康保険の届け出は十四日以内に

◎ 保険給付課国民健康保険担当 ☎ 6051

春は就職、転入、転出など異動の多い時期です。住民異動や国民健康保険の届け出が必要な時は、忘れずに届け出を行ってくださ

◆ 退職した人は届け出を

退職などで勤務先の健康保険をやめた人は、次の①から③のいずれかにより公的医療保険に加入してください。

- ① 任意継続被保険者制度を利用する
- ② 継続して二月以上社会



保険などに加入していた期間がある人は、喪失後二十日以内に届け出をすることにより、これまで加入していた健康保険を二年間継続できます。保険料や届け出など、詳しくは勤務先に確認してください。

- ② 家族が加入する勤務先の健康保険の被扶養者になる
- ③ 国民健康保険に加入する
- ①②以外の人は国民健康

◆ このようなときは届け出を！ ◆

届け出が必要なおきの例	必要なもの
国民健康保険に加入するとき	転出先からの転出証明書
勤務先の健康保険をやめたとき	退職証明書、社保離脱証明書
子どもが生まれたとき	国保の保険証、母子健康手帳出生証明書
生活保護が廃止されたとき	生活保護廃止通知書
他市区町村へ転出するとき	国保の保険証
勤務先の健康保険に加入したとき	国保の保険証、勤務先の健康保険証など
亡くなったとき	国保の保険証、死亡を証明するもの
生活保護が開始されたとき	国保の保険証、生活保護決定通知書
市内で住所が変わったとき	国保の保険証
加入者の氏名が変わったとき	国保の保険証
世帯主が変わったとき	国保の保険証
世帯を合併または分離したとき	国保の保険証
就学で他市区町村に転出するとき	国保の保険証、在学証明書
保険証を紛失したとき	身分を証明するもの(運転免許証、パスポートなど)

- * 同一世帯で、すでに国民健康保険に加入している人がいる場合は、その被保険者証も持参してください。
- * 勤務先の健康保険をやめたとき、加入したときなどの手続きには、年金の手続きも必要となる場合がありますので、年金手帳も用意してください。
- * 届け出ができる人は、本人と同一世帯の人です。同一世帯以外の方が届け出をする場合は本人からの委任状が必要です。なお、届け出にきた人の本人確認を行いますので、運転免許証などを持参してください。

保険に加入してください。

【加入の届出が遅れると】

国民健康保険の加入日は、届け出をした日ではなく、加入資格の発生した日にさかのぼります。その期間は保険証がないため、医療機関で受診した医療費は、全額自己負担となる場

合があります。

また、国民健康保険税についても、さかのぼって納めることとなります。

◆ 社会保険に加入したら

国民健康保険に加入していた人が、勤務先の社会保険に加入した場合や、家族の社会保険の扶養に入った場合、国民健康保険をやめる届け出が必要です。

【やめる届出が遅れると】

勤務先などの健康保険に加入したあとに国民健康保険の保険証を使用すると、

国民健康保険で負担した医療費について返還が求められる場合があります。

また、国民健康保険税と社会保険料などを二重に納めてしまうこととなります。

◆ 届け出先

市民課、各総合支所市民税務課または各地区出張所 ※ただし、各地区出張所へ鳴子総合支所鬼首出張所は除くは四月一日で廃止となりますので、注意してください。

市有地の売却

市有地を売却します

市では、市有地を予定価格以上で、最も高い価格を付けた人に売却します。

■ 売却方法

一般競争入札

■ 申込受付期間

三月一日(金)～十四日(木)

■ 入札日

三月二十五日(月)

■ 主な参加資格

個人、法人を問いません。ただし、次の内容に該当しないこと

- ・ 契約する能力を有しない人または破産者で復権を得ていない人
- ・ 国税、市民税などの地方税を滞納している人

■ 現場説明会

三月十八日(月)

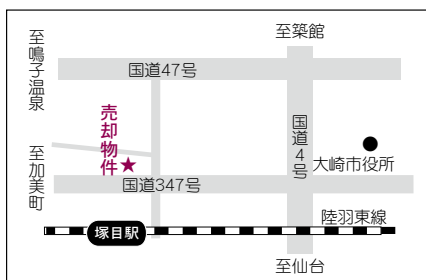
売却物件① 九時

売却物件② 十時十五分

売却物件③ 十一時三十分

※事前に電話で申し込み、当日は直接現場に集合し

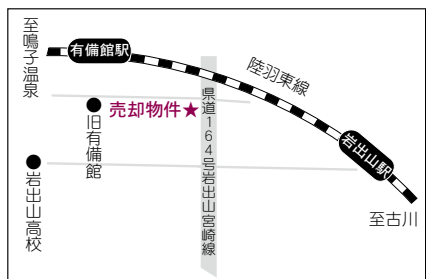
売却物件位置図



売却物件① 古川塚目字屋敷 20番 20



売却物件② 古川宮沢字塚原 38番 127



売却物件③ 岩出山字下川原町 11番 8

物件	面積 (㎡)	地目	予定価格(円)
①	156.40	宅地	2,815,200
②	5,816.00	山林 (現況:雑種地)	3,198,800
③	157.02	宅地	3,391,000

◎ 契約管財課管財係 ☎ 5177

てください。

■ 申込書

契約管財課管財係で配布、または市ウェブサ

イトからダウンロード

■ 申込先

契約管財課管財係(市役所東庁舎三階)

市長コラム 天・地・人



復興の「実感」に向けて

アメリカ人は、同時多発テロが起きた二〇〇一年九月十一日を忘れません。同時に「テロ撲滅」を誓った日でもあります。

また、ドイツ人は、ベルリンの壁が崩壊した一九八九年十一月十日を忘れません。同時に「統一ドイツ」のスタートした日でもあります。

日本人は、玉音放送を聞いた一九四五年(昭和二十年)八月十五日の終戦の悲しみを忘れません。同時に「不戦と恒久平和」を誓った日でもあります。

東北の人は、二〇一一年(平成二十三年)三月十一日の東日本大震災の衝撃を決して忘れません。同時に「復旧と復興」に歩み始めた日でもあります。

大震災から間もなく二年。この二年を長かったと思う人、あつという間に過

ぎたと思う人、感慨はさまざまですが、今言えることは、復興への道のりがこの先まだ長く続くということです。

本市の公共的な復旧は終わりつつありますが、街にはさら地が点在し、街並みは大きく変貌しました。住まいの定まらない被災者もまだまだ多くいます。求人と求職のニーズが一致しない雇用のミスマッチもあります。災害を受けた心の傷が癒えない人もたくさんいます。

まさに活気が戻り、住む人が自立でき、将来に展望を持って暮らしていける、復興を肌で感じる事ができる新たなステージに向けて、確実に歩みを進めてまいります。

市民皆様の一層のご協力、ご支援をお願いいたします。

大崎市長 伊藤康志